

各 都道府県知事 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長  
( 公 印 省 略 )

調理師法施行規則の一部を改正する省令の公布について（公布通知）

調理師法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年厚生労働省令第 8 号。以下「改正省令」という。）が別添 1 のとおり本日公布されたところです。

その改正の趣旨、内容等は下記のとおりですので、貴殿におかれましては、御了知の上、貴管内関係者へ周知いただきますよう、よろしくお願いします。

記

1 改正省令の趣旨

調理師の免許を受けようとする者は、申請書に添付書類を添え、都道府県知事に提出することとされているが、申請者及び都道府県の事務負担等の観点から、

- ・ 「令和 5 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）において、医師の診断書について、取扱いを検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされ、
- ・ 「令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 6 年 12 月 24 日閣議決定）において、学歴要件のうち学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 57 条に規定する高等学校の入学資格（以下「高等学校入学資格」という。）に係る証明書及び医師の診断書の添付を不要とする

こととされた。これを踏まえ、添付書類等について所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

添付書類のうち、高等学校入学資格に係る証明書及び医師の診断書を削除する。

調理師免許申請書の様式について、高等学校入学資格を有する者に該当すること及び麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者に該当することの有無の確認欄を新設する。様式の改正に当たり、所要の経過措置を設ける。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

（別記） 殿

厚生労働省健康・生活局長  
（ 公 印 省 略 ）

調理師法施行規則の一部を改正する省令の公布について（公布通知）

調理師法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年厚生労働省令第 8 号。以下「改正省令」という。）が別添 1 のとおり本日公布されたところです。

その改正の趣旨、内容等は下記のとおりですので、貴殿におかれましては、御了知の上、関係者へ周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 改正省令の趣旨

調理師の免許を受けようとする者は、申請書に添付書類を添え、都道府県知事に提出することとされているが、申請者及び都道府県の事務負担等の観点から、

- ・ 「令和 5 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）において、医師の診断書について、取扱いを検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされており、
- ・ 「令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 6 年 12 月 24 日閣議決定）において、学歴要件のうち学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 57 条に規定する高等学校の入学資格（以下「高等学校入学資格」という。）に係る証明書及び医師の診断書の添付を不要とする

こととされた。これを踏まえ、添付書類等について所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

添付書類のうち、高等学校入学資格に係る証明書及び医師の診断書を削除する。

調理師免許申請書の様式について、高等学校入学資格を有する者に該当すること及び麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者に該当することの有無の確認欄を新設する。様式の改正に当たり、所要の経過措置を設ける。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

(別記)

一般社団法人全日本司厨士協会会長

公益社団法人日本調理師会会長

公益社団法人全国調理師養成施設協会会長

公益社団法人調理技術技能センター理事長

一般社団法人日本技能調理士協会会長

公益社団法人日本中国料理協会会長

公益社団法人日本全職業調理士協会会長

一般社団法人全国日本調理技能士会連合会会長